

平成24年第3回(9月)

篠栗町議会定例会

9月12日(一般質問)

平成24年 第3回 定例会 会議録

日時 平成24年9月12日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長谷 武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三浦 正	副 町 長	藤 和 義
教 育 長	郡 嶋 正 弘	総 務 課 長	城 戸 清 壽
財 政 課 長	中 山 博 之	会 計 課 長	高 木 美 奈 子
まちづくり課長	城 戸 安 行	税 務 課 長	吉 村 英 治
住 民 課 長	藤 佳 光	国保健康課長	石 内 清 之
福祉環境課長	小 南 満 代	こども育成課長	松 尾 耕 志
栗の子保育園長	宮 石 満	産 業 観 光 課 長	三 明 祐 治
建 設 課 長	藤 博 文	上 下 水 道 課 長	安 河 内 正 邦
学校教育課長	松 田 秀 幹	社 会 教 育 課 長	阿 部 正 博

出席した議会事務局職員

局 長	清 原 眞 也	主 事	高 濱 守 央
-----	---------	-----	---------

開会 午前10時00分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。

本日は、全員出席で会議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、傍聴者の皆様へお願いをいたします。

議場の秩序を乱し、議事の妨害あるいは他人の迷惑となるような行為は慎んでいただきますようお願いをいたします。

なお、皆様へ配付しております一般質問通告書一覧1ページにございます注意事項も厳守していただきますよう、お願いをいたします。

日程第1、一般質問を行います。

質問者は5名でございます。

質問時間は、申し合わせにより、答弁を除き1人30分以内といたします。

この際、議員の皆様は、議事進行に際してのお願いを申し上げます。

本会議での議論が活発となることが大事であると考えますので、多少の発言のずれは認めたいと思います。

後日テープ起こしをして精査するために、最終日まで時間をいただき、議長判断を報告させていただきます。御協力をお願いいたします。

それでは、順次、質問を許可します。

質問順位1番、飯田浩二議員。

○2番（飯田浩二君） おはようございます。議席番号2番、飯田でございます。

今回は、平成23年度9月議会及び12月議会において、私が一般質問しました2件について、その後の経過等についてお伺いいたします。

まずは、昨年9月議会で、「ゆるキャラの誕生」の推進や「ご当地ナンバープレート」の導入を提案しましたところ、「ゆるキャラ」については、町とは別に商工会青年部の方たちの努力のおかげで、ことし4月29日に、大和の森の妖精「くりみん」を誕生させてくれました。

「くりみん」は、今月も高齢者の集いや全国ブロガー交流会など町内のイベントで活躍中です。また、町外でも「お砂踏みin長崎」、「門司港トロッコ列車とリレー対決」、「ご当地キャラ大集合inももち」などに参加予定となっております。篠栗町のPRに頑張っています。きのうも商工会へ、テレビ東京より10月に「所さんの学校では教えてくれないそこんトコロ」への出演依頼がありました。一般質問させていただきました私としましても本当にうれしく、いいことをしてくださっているなと思っています。

「ご当地ナンバープレート」につきましては、当時の答弁の中で、「税務課で発行していますナンバープレートの在庫がまだたくさんあることと、制作費が別途かかりますので、今後検討したいと思います」と答えられました。しかし、昨年9月議会の一般質問から1年もたたないうちに、在庫がたくさんあったはずのナンバープレートですが、ことし7月に50ccと125ccのナンバープレートを発注されたと聞きました。今回、ナンバープレートの在庫が少なくなった時点で「ご当地ナンバープレート」の導入を検討されましたか。もし、検討されたとしたら、これまでのナンバープレートと比較して、新しく「ご当地ナンバープレート」を導入した場合、制作費にどれくらい差が生じるのか算出されましたか。

この「ご当地ナンバープレート」は「ゆるキャラ」とは違い、民間では導入できません。今回の発注経過内容と選考されなかった理由についてお聞かせください。

ことし、ゆるキャラである「くりみん」の誕生のおかげで、篠栗町の観光面や商工面では町内・町外あるいは全国へ、篠栗町がこれまで霊場のまちとして知られてきた以外に、新たなアピールの発信が始まっているのではないのでしょうか。この機会を大切に考えられ、「ご当地ナンバープレート」の導入を再検討していただくことを切に願います。

次に、12月議会で一般質問しました公衆トイレの整備計画について質問いたします。

答弁では、「公衆トイレの整備計画は観光審議会に諮り、協議しながら決定しています。設置場所は駐車場が確保できる土地を候補地とし、立地条件や協力者の条件等も考慮して、総合的に判断して選定していきたい」と答えられました。

現在建設中の郷の原地区の公衆トイレは駐車スペースも少なく利用しにくい、また、維持管理も難しいと、近隣住民の方たちはかなり不満を持っておられます。その件は執行部も御存じかと思いますが、あえて今の場所に建設されるには、何か中・長期的な計画があつて遂行されていると考えます。今、描いておられる構想を地元の方たちが納得されるよう、再度説明をお願いします。

終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） おはようございます。それでは、ただいま飯田議員から御質問のありました2点について、順を追って答弁いたします。

まず、ご当地ナンバープレートについてでございます。

ご当地ナンバープレートについては、平成23年9月定例会でも御質問いただいておりますが、本町では、新規登録台数がこの1年間で125ccが79台、90ccが17台、50ccが271台、その他ミニカーが6台、合計373台の新規登録となっております。

平成24年7月現在のナンバープレート在庫数は、125ccが18枚、90ccが86枚、50ccが133枚、その他ミニカーが297枚でございます。特に、125ccと50ccは新規登録が多く、在庫も少なくなったために、7月下旬にそれぞれ300枚、200枚を発注いたしました。500枚以上にするのは単価が安くなるためでございます。

この際に、ご当地ナンバープレートにつきましては担当課から業者に照会いたしました。原板を新しく作成すれば約150万円、現在使用している原板を一部変更すれば100万円程度、またナンバープレートの制作単価が1枚110円から350円に上がるということでございました。現在の財政状況または費用対効果等を考えますと、すぐに導入するという必要はないかなど。しかし、全国的には少しずつ新課税標識を導入している自治体もございますので、飯田議員が言われますように、我が町篠栗をアピールしていくことは大変大事なことでございますから、今後も引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、公衆トイレにつきましては、本町における公衆トイレの整備は、昭和50年ごろから観光主要施設の周辺に整備が進められてまいりましたが、くみ取り式トイレは臭い、汚い、暗い、怖いといったイメージがあり、平成7年度から多機能型水洗トイレへの建てかえを進めているところでございます。

具体的な観光トイレの整備計画は、おおむね半径500メートル範囲内に1カ所を目安に公衆トイレの整備を計画しており、観光審議会に諮り、協議しながら進めているところでございます。今年度着工しております郷の原地区の公衆トイレ建設につきましては平成18年度から観光審議会に諮り、優先順位1位として新吉野公園周辺に建設することとしておりましたが、候補地の近隣住民の同意が得られず、滞っております。

御質問の新吉野公園公衆トイレの設置場所は、新吉野公園に花見や散策に訪れる観光客のためのトイレとして、造成費用が最小限度で、駐車場を確保できる土地を候補地として、協力者の条件等を総合的に考慮して、多機能型トイレ1基、小便基1基、小規模なバイオマストイレとして建設いたしているところでございます。

以上です。

まず、財政の諸指標の現状について説明いたします。

公債費についてでございますが、平成17年度から23年度の7年間で起債残高は約130億4,000万円から99億9,000万円となり、この間、約30億6,000万円を償還してきたところでございます。そのうち平成19年度からの5年間で約9億9,000万円は繰上償還を行っております。しかしながら、議員御認識のとおり、今後も厳しい償還が続くわけでございまして、平成26年度までは約11億円を超える償還となることや、さらに平成29年度には2億円近い一般財源の投入が必要となる見込みであることは、議会の中でも再三申し上げているところでございます。

財政力指数は地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値を過去3年間の平均値であらわすものでございます。財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体ということになります。この基準財政収入額、基準財政需要額は、普通交付税を客観的、合理的に算出するためのものでございまして、基準財政収入額は、地方公共団体の標準的な税収入の見込みを一定の基準を用いて算定したもので、基準財政需要額は、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政を運営するに当たり、必要な経費を福祉、教育など、さまざまな行政分野ごとに算定した合計でございまして、

さて、本町の基準財政収入額は、この7年間で24億4,000万円から27億3,000万円の間で、基準財政需要額は、48億5,000万円から51億5,000万円の間でございまして、財政力指数は0.5から0.53の間で推移しているところでございます。

経常収支比率は、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断する指標でございまして、人件費、扶助費、公債費など、毎年度の経常的な経費に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする経常的に収入される一般財源の額に占める割合でございまして、比率が高いほど財政構造上の硬直化が進んでいることをあらわしておりまして、80%以上を上回らないことが望ましいとされている指標でございまして、

本町の経常収支比率は平成17年度においては88.8%、増加傾向の中、平成19年度の95.4%をピークに減少いたしまして、平成23年度においては89.0%となっております。

このような中、もちろんこれまで行財政改革などにより歳出削減に努め、かなりの効果が得られたと感じているところではございますが、行政サービス水準の維持や向上に努めることは厳しい状況であることは否めず、税収の伸びが期待できない中で、扶助費などの義務的経費が今後増加することも予想されますし、依然として財政運営の硬直化が進んでいくのではないかと憂慮しているところでございます。

実質公債費比率は例年増加し、平成17年度はマイナス1.5%、23年度は7.6%となっています。このことは年間の公債費の償還等に係る町単独費用の負担割合が増加したことになりますが、これまでたびたび説明してきましたように、その原因は、臨時経済対策債等の起債を30年から40年という長期の返済とし、据置き3年、償還12年の計15年の理論償還に基づき補填される交付税の額との乖離が出たために、指標としての実質公債費比率が見かけ上、低くなったためでございます。その改善を図るため、その対策としての繰上償還を行っているところでございます。

基金残高は、平成23年度末において約29億1,800万円で、平成17年度末時点と比べ5億2,000万円程度減少しております。平成21年7月に発生しました九州北部中国豪雨災害の災害復旧に充てるため、21年度、22年度において4億6,700万円の取り崩しを行いましたのも大きな原因でございます。その他公共施設の整備や公債費の償還に充ててきたところでございます。

このような状況を踏まえ今後の財政運営を考えますと、公債費につきましては、今後も歳出削減に努め、基金の繰り入れも視野に入れながら、積極的に繰上償還を行っていくことが重要であろうと考えております。また、税収増加が見込める施策についても検討していきたいと考えております。

高齢化社会が一層進展するこの時代、いかにして高齢者に元気に楽しく過ごしていただけるかが、医療費の伸びを抑え、健全財政の基盤をつくることになるかという考えをしっかりと持って、行政運営を進めていかなければならないと考えております。

そうした中、篠栗町のすばらしい自然環境を生かす市街化開発、環境に配慮したバイオマス関連企業の誘致などを推し進めてまいりたいと考えております。そのために都市計画マスタープランの修正を行い、21世紀型の篠栗町の姿を描いて、皆様と議論しながら実現していく必要があるかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 12番、荒牧泰範議員。

○12番（荒牧泰範君） 財政用語を微に入り細に入り説明をいただきましてありがとうございました。

長かったんで、こちらも少し長い再質になるが、まず初めに、

_____財政力指数は先ほど申されましたように、標準の需要額を云々という話でしたが、要は、最後のほうに聞いておりますと、それを上げるための誘致なり、もしくは線引きなりを早急にやる手だてがあるのかないのかというのをこの場で教えていただきたかったなと思うところがあるので、もしそれが今、可能ならば、お答えいただきたいなと思います。

それと、起債償還計画としては、先ほどおっしゃったように、実質の償還計画と理論償還の差が生じてというのはわかるんですが、その分を補填するために今まで9億なさっておっしゃいましたが、たしか今定例会で提案されていますが、余ったからやりますよというような格好になっているんですが、そうでなくて、向こう28年までの間に、単年度ごとに最初に償還分を別途2億円とか3億円とかとって、それからやっていこうという手法も一つの手じゃないかなと思うんで、それをどう思われるかなというのをお尋ねしたいと思います。

また、これはちょっと話がそれますが、財政と同じで、大切なまちづくりの一つとしてひとづくりというのもあろうと思うんですが、今月5日付の西日本新聞で、篠栗中学校の生徒会活動が大きく取り上げられておりましたが、生徒たちの垣根を越えたボランティア精神と地域を思う心、町長はそれを率直にどう思われるのか。また、町として手を差し伸べられるべきところじゃないかと思うのですが、これからのまちづくりの大きな役割を担う彼らのために何か手を尽くすことがないか、町長に加えてお尋ねしたいと思います。

お願いします。

○議長（今泉正敏君） 大きく3点ですかね、町長、よろしいですか。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） _____

いわゆる具体的な政策を挙げるための線引きとしてのお尋ねがございました。最後のほうで申し上げましたとおり、都市計画マスタープランにまず修正を加えていくことが一番大事であろうかと思っております。そうした中で、町の都市計画図あたりも変えていく。そんな中で、しっかりとして市街地、あるいは私ども土捨て場等々が民間、公共も含めて、採石場跡地であるとか土捨て場とか有効に利用活用すべき土地が多々ございます。そういうことも含めて、今後、また計画を県に申請すべく、町の都市計画審議会に諮っていかうと考えているところでございます。

理論償還等の乖離もあるけれども、やっぱり繰上償還をもっと計画的にすべきじゃないかという御質問がございましたが、これも一理ある考え方であろうかと思えます。ただし、それをまず当初予算に上げて、その分、基金を崩してというような、帳じりを合わせるというようなことはなかなか難しい。私の政策的な判断として、それを財源として、基金を崩してまで計画的に繰上償還をしていくということは、当初予算で上げることは、今は踏み込んでないところでございます。しかしながら、内々の財政も含めた計画としては、この28年度までに繰上償還をここまでしようということは思っている腹案もございますので、今後また議会に御説明していきながら理解を求めていきたいと思えます。

最後に、ひとづくりという観点から、9月5日の西日本新聞の記事のことについてもお話がありました。篠栗中学校で非常にいい取り組みがなされておりまして、いわゆる地域の方々と一体となって、何か私たちにできることをやろうという生徒会の発案に基づきまして、今度9月の中旬の週末に、お遍路道を中心とした美化作業をやろうということが具体的に発案されて、それには地域の方々、いろんな方々も一緒に参加しようということが話題として取り上げられてきました。

このことは私ども平成17年、18年から「学びあい、支えあい地域活性化推進事業」、それから校区ごとのまちづくり事業というものを地道にそれぞれの校区で続けてきていただいた方々の心が子どもたちに通じ、そしてまた、子どもたちも地域の人たちにといい思いで今度の一つの具体的な活動になったのではなかろうかと

○議長（今泉正敏君） それでは、次に行きます。

質問順位 3 番、大楠英志議員。

○5 番（大楠英志君） 議席番号 5 番、大楠英志でございます。質問を行います。

三浦町長は、6 月議会終了後、「3 期目の町長選に出馬する」とのプレス発表をされました。11 月に町長選挙が予定されていまして、今後の町政の動向が気になるところではございますが、私は、2 期目 4 年間の三浦町政についてお尋ねをいたします。

「新しい個性の創造」、「新しい公共の実現」、「未来に続く持続可能なまちづくり」、これは三浦町長が行政説明会の資料にうたっているテーマでございます。三浦町長は、2 期 8 年間で、このテーマを基本理念として精力的にまちづくりに努めてこられたと存じます。枚挙にいとまがないほど多くの施策をこなしてこられたのですが、2 期目 4 年間の実績の中から主なものを取り上げて質問いたします。

① 観光の目玉は、やはり森林セラピー基地の認定を受けて、平成 22 年 9 月に森林セラピー基地のグランドオープンと篠栗九大の森ウオーキングコースの開設事業だと考えます。環境・観光・健康をキーワードに、「お遍路のまち」＋「森林セラピー基地」は、心と体の癒し効果のあるすばらしい環境を持ったまちとして篠栗町の知名度が上昇していると聞きます。また、セラピーガイドの皆さんによります「森の風・篠栗」が設立をされまして、受け入れ態勢の充実にさらなる研鑽を積み重ねることを期待されております。そこで、森林セラピー利用の現況と実績をお尋ねいたします。

② 篠栗町は健康なお年寄りが多い。この質問につきましては、「広報ささぐり」9 月号にて特集扱いで大きく掲載をされてございました。重複いたすと思いますが、あえてお尋ねいたします。

篠栗町は健康なお年寄りが多いその根拠は、高齢者の医療給付費が糟屋地区内 1 市 7 町の中で 7 番目と低く、介護の認定率は福岡県内でも最も低いとの報告を受けております。これは民生委員、福祉協力員のお世話で各行政区において行われております「いきいきサロン」や介護ボランティア制度等によるものと考えられますが、高齢者の医療費の増大に頭を抱えている自治体が多い中、大変喜ばしい事象でございます。これに対する主な対策や事業の報告を求めたいと思います。

③ 森林整備事業についてお尋ねをいたします。

篠栗町を訪れる方から、「篠栗町の森林はよく整備されていて気持ちがいいですね」と褒めていただきます。森林環境税による整備事業や竹林ボランティアによる整備によるところが大きいのではないかと考えます。事業実績の報告を求めます。

④ 協働のまちづくり事業についてお尋ねをいたします。

この事業は大変すばらしい事業だと考えています。この事業を通して篠栗町の人材育成、地域の活性化が図られると期待をしております。発足当初は500万円の予算をつけてのスタートでしたが、平成24年度は300万円の予算措置と記憶をしております。いま少し事業の広がりには欠けていると私は思うのですが、現状の報告とどのような課題があるのか尋ねます。

⑤ クリーンパーク道路について質問いたします。

懸案の用地交渉が全て完了し、クリーンパーク道路（乙犬中園線、乙犬切通線）でございますが、平成24年度中に完成予定と担当課より聞いております。長い間の協議、折衝を重ねられた地元の地権者をはじめ、執行部、関係職員の方の御労苦に感謝をいたします。

この道路は、前職の町長からの懸案事項で、用地交渉等諸問題で硬直状態になっていた時期がございましたが、「三浦町長のみずからの行動による誠意ある対応とリーダーとしての決断力によるところが大きかった」と伺っています。現在、道路工事が急ピッチで進められておりますが、進捗状況をお尋ねいたします。

⑥ 町民の方から、篠栗町の現時点における課題は何かと聞かれます。以前は合併問題等もあり、町政に関心もあったが、合併も現実味がなくなった今、町長から、「町の問題はこのようなことですよ」と議会等の質問で町民に提示していただきたい。「町の問題を自分たちも知って共有したい」と、ありがたい御意見でございました。現時点における町の最重要課題を数項目、町民の方にわかりやく挙げていただきたいと思っております。

最後になります、7番目でございますが、三浦町長が2期目の4年間に取り組んでこられた町政の成果と総括を求めたいと思っております。

終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、質問に対して答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、大楠議員の御質問に順を追って答弁いたします。

まず最初に、「森林セラピー利用者の現況と実績について」のお尋ねでございます。

す。

平成22年9月にグランドオープンいたしまして、12月から月1回のイベントを実施いたしました。雪による天候不順も影響いたしますし、もともと一つのグループが10人程度で森林の中で癒しを求めて入っていただくという、そういう企画でございますので、少人数の企画でございます。

平成22年度の体験者は、案内人が同行した分の合計は266人ございました。しかしながら、ロードマップを持たれて、それぞれ御自分で多くの方が散策される姿を見かけるようになったところでございます。

平成23年度は、森林を訪れる利用者に対して、森林浴効果が上がるような散策や運動を現地で案内する案内人の会「森の風“篠栗”」が正式に発足し、毎月の特別企画や森週間といったイベントを企画・実行していただきました。また、行政区のイベント等や学校でのイベントでも御利用いただきまして、セラピー体験者数といたしましては、1周年記念イベントを含めて612人ございました。

本年度につきましては、案内人の会「森の風“篠栗”」の特別企画において、新たに篠栗町特有の観光資源であります篠栗四国八十八ヶ所をノルディックウォーキングでめぐる企画を実施するなど、新たなお客様の層の開拓にも取り組んでいるところでございまして、8月末現在で226の方にセラピー体験をしていただいております。また、この間に、新聞やテレビなどマスコミにも多く取り上げられるようになりまして、森林セラピーの認知度や需要も高まってきたところでございます。豊かな自然環境や歴史文化と調和した持続可能な産業が発展したまちを目指す我が町といたしましては、森林セラピー事業は最も有効な施策の一つであると確信しているところでございます。

2番目の「健康なお年寄りが多いのは、いきいきサロンや介護支援ボランティア制度等によるものと考えられるが、見解を求める」という御質問についてお答えいたします。

昨年実施いたしました高齢者保健福祉計画のアンケート調査、通称「元気もん調査」では、日ごろの活動状態をはかるため、1,909の方に活動量計を1週間身につけてもらいました。アンケート調査と活動量計の結果から、自治会活動やボランティア活動など地域の活動に積極的に参加している人は、活動量計では、日々さくさん体を動かしていることがわかりました。参加している活動の中で、いろいろな役割を果たしたり、仲間とコミュニケーションをとったりすることが心と体の健康に役立っているようでございます。まさしく議員御指摘のいきいきサロンや介護

支援ボランティア制度等は高齢者の社会参加につながっており、健康なお年寄りが多い要因の一つになっていると考えられます。

ちなみに、いきいきサロンの延べ参加人数は、平成23年度では5,831人、内訳は高齢者3,799人、福祉協力員等2,032人でございますが、介護支援ボランティアの平成24年度の登録者数は123人となっております。

次に、「森林整備事業について」お答えいたします。

本町では、長期間放置された荒廃したスギ・ヒノキ林を手入れし、健全な状態で次世代へ引き継ぐために、平成20年度から森林環境税を財源とする福岡県荒廃森林再生事業を活用いたしまして、森林所有者と協定を結び、間伐等森林の整備に取り組んでまいりました。その実績につきましては、平成23年度までに整備した森林の面積は142.25ヘクタールでありまして、また事業費は6,704万2,000円をかけております。これは全て県の補助金であります。

このように整備された森林には木漏れ日が差し、下層の植生を取り戻して、治山・治水はもとより、環境の保全という本来の機能を発揮するには十分効果を上げております。今後も森林の健全育成と環境の保全を積極的に進めてまいります。

4番目の「協働のまちづくり事業について」の御質問にお答えいたします。

篠栗町協働のまちづくり事業補助金制度は平成22年4月からスタートし、ことし3年目を迎えました。当該補助金制度は、5人以上が集まって、みずから進んで地域の活性化や地域が抱える問題の解決を図ろうとする場合に、30万円を限度として補助金を交付し、自主的な地域活動を町が後押ししようというものでございます。

初年度の22年度には15件を交付決定いたしまして、計331万7,097円の補助金を交付しました。23年度は12件で277万1,734円、今年度は7月までに11件の申請がっております。これまでに多くの方々が当該補助金制度を活用した事業に参加して活動されました。そして、この活動を通じて、地域の活性化はもちろんのこと、地域での人材発掘と育成といった効果も上がっております。

ただ、先ほど申しました実績の数値をごらんになると、議員が言われるように、事業の広がりには欠けるものではないかと感じられるのかもわかりません。確かに、2年目の実績は初年度を下回っておりますが、今年度は7月末で既に2年目の実績と同程度の件数となっており、一気にではありませんが、着実に広がりを見せているという認識を私は持っているところでございます。

これまでに幾度となく申し上げてまいりましたが、人々の支え合いと活気のある

社会をつくることに向けたさまざまな当事者の自発的な協働の場が「新しい公共」と言われるものであります。これは日本に古くからあった、人や地域のきずなをつくり直すことにほかならないものでございます。

篠栗町でこれから「新しい公共」を実現していくためにも、この協働のまちづくり事業補助金制度は重要なツールであると考えておりますので、当該制度が今後さらに住民の皆さんに利用しやすいものとなるように、広報やホームページを使った制度の周知はもとより、気軽に補助金の申請が可能となるような必要書類の作成作業を職員が積極的にサポートするなどの取り組みを、町民の代表で組織する協働のまちづくり推進協議会とともに考えて、充実を図ってまいりたいと思っております。

5番目のクリーンパーク道路についての御質問にお答えいたします。

道路改良工事につきましては、用地買収が一部完了した平成22年度より、乙犬中園線の井尻交差点より南側へ向かう区間から着手いたしました。その後、乙犬切通線の新設区間となる箇所盛土工の一期工事を、さらに平成23年度から乙犬中園線の小林四つ角から乙犬切通線の交差点部付近までの改良工事に着手し、用地も本施工期間中に全ての取得が完了したことから、この一部区間の工事完了と供用開始も行っております。

現在、乙犬切通線の切通池付近までの改良2期工事に着手しており、乙犬中園線と乙犬切通線の接続交差点部の改良工事を追って発注し、全線の工事完了及び供用開始を図ってまいりたいと考えております。

6番目の御質問にお答えいたします。

町民の皆さんがみずから町の課題を知って共有したいという御意見を述べられているとお聞きし、私も胸が熱くなる思いでございます。自分たちの町は自分たちでつくる。その心意気で皆が応分の貢献をすることによって、支え合いと活気のある地域共同体ができる。これこそが、私が繰り返し申し上げております「新しい公共」の実現であります。篠栗町の「未来に続く持続可能なまちづくり」、そして「個性あるまちづくりの創造」に欠かせないものであると考えております。

さて、町の重要課題をわかりやすくということですので、簡単に申し上げますと、まず人口問題について、近くこれまで増加してきた総人口が頭打ちとなり、減少していくと予想されております。さらに少子高齢化の進行により、高齢化比率の増加は避けられない状況でございます。

その対策として、20歳代から40歳代の年齢層の人口維持を図り、少子高齢化の進行を防ぐとともに、町の活力を維持していこうと考えております。そのために

は若い世帯が転入し、暮らしやすいまちづくりを進めることが必要であります。若い人たちが町にとどまり、働けるよう、福岡都市圏の持続可能な発展とさらなる産業振興が必要でありますし、篠栗町で家族が安心して暮らすための保健、医療、福祉の充実はもちろん、子育て支援、教育環境、住環境整備の充実も求められます。

また、これらのまちづくりを実現するためには、当然、相応の予算が必要となっております。国はもとより地方公共団体も非常に厳しい財政状況の中にあり、篠栗町も例外ではありません。限られた予算の中で、いかに効率的に、かつ効果的な配分を行い、メリ張りのきいた行財政運営を行っていくのか、これから町民の皆さんとともに知恵を絞り、しっかり汗をかいてまいりたいと考えております。

最後に、4年間取り組んできた成果についての御質問がございました。

一言で言うことはなかなか難しいことでございます。成果というわけではございませんが、まず、平成21年7月に発生いたしました中国・九州北部豪雨災害により、町内山手地区においてお二人の人命を失い、町内複数カ所で土砂災害が起こり、昭和48年災害以来の大規模な豪雨災害を経験したことでございます。

3日間560ミリという豪雨は、このところの気象状況を考えると、また降る可能性のある雨量である。そういうことから、この災害をきっかけに、町民の防災意識の向上と災害対策を重点政策とし、災害に強い篠栗町を目指して、さまざまな取り組みを継続しているところであります。

こうした中、昨年3月11日の東日本大震災が発生いたしました。原子力発電所の爆発もあり、全国的に防災に対する関心が大いに高まりました。まちの防災力は、まちのレベルの指標と考えられる時代になりつつあります。今後も、いかに災害を未然に防ぐか、災害が発生したときに最小限に食いとめるかは、町にとって最重点課題であろうかと考えております。

私は、2期目の柱に「環境」「健康」「観光」の融合を唱えてまいりました。そうした意味から、事業を取り組んでまいりましたが、先ほどの項目にもありました「森林セラピー基地篠栗」の取り組みも、その一つであります。あるいはバイオマスボイラー設置による再生可能エネルギー使用の取り組みも同様であります。こうした「環境」「健康」「観光」の融合をさらに進め、篠栗の個性がさらに町内外にアピールできるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、「協働のまちづくり」の視点は、私が平成16年に町長に就任して以来、意識し続けているまちづくりの重要な視点であります。それを具体的にする事業として、「協働のまちづくり事業補助金制度」は少ない事業費で大変大きな効果を生

んでいると考えております。これからの時代は、「自分たちのまちは自分たちの手で」という自治意識の積み重ねこそ大変重要になろうと思っております。また、その自治意識による行動とその結果の積み重ねの中に、篠栗町の新しいまちづくりがあると考えております。

これからは、この自治意識をさらに一歩進めて、「住民の皆さんが主体性を持ってまちづくりに汗をかいて、その行動と結果にみずから喜びを感じる意識」、すなわち「新しい公共」の意識のもとに、職員と住民の皆さんとともにまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 5番、大楠英志議員。

○5番（大楠英志君） ただいま三浦町長から、詳細にわたり誠意のある答弁をいただきました。

私は、森林セラピー、それと協働のまちづくり事業は、今後の篠栗町の活性化には欠かせない事業だと考えておるわけでございます。それで、やはり一つの課といえますか、1ポジションでは、なかなかこの事業は、私はもう少し大きく広がって、補正予算を組まないかんようになるような事業じゃないかなと思っております。それで、先ほどの申請を簡素化にとかいうようなことを職員も手伝ってというようなことで、それは大変ありがたいことですが、これはまだまだ広がっていく事業じゃないかなと思っております。

それで、発足して3年ですかね、その意味も、もう一回見直すと申しますか、さらに充実されるためには、プロジェクトチームと申しますか、そういうことも考えていいのではないかなと思っておりますが、町長の見解がございましたら、いただきたいと思えます。

○議長（今泉正敏君） 三浦町長。

○町長（三浦 正君） 今、大楠議員の御指摘のような内容につきましては、制度化している、あるいは制度化に取り組んでいるということではございませんが、私は、職員宛てのさまざまな会議の中で、まずは地域の住民であるということをお話ししていきながら、その地域での自分の仕事、自分の役割、自分の地域のために果たす活動というものが大変重要だということを常々申し上げているところでございます。

自治体によりまして、自治体によっては、例えば全職員をそれぞれ、篠栗でいえば21区、行政区がございまして、それぞれの担当として配置しているというような町や市もございまして、いろんな取り組みの事例も参考にしていきながら、今後、

まず地域の住民として、私たち職員がまず先頭に立って汗をかくということさら
に進めていきたいと思っているところでございます。

また、町外職員もおりますから、町外に住んでいる職員については、町外での地
域の頑張りも自分の一つの生き方として大変重要にしなければいけないというこ
とも、あわせて話しておるところでございますし、それに加えて、この篠栗21区
中のどこかの専属の担当というようなことも、今後、職員と協議していきながら進
めていくことも一つの策であろうかと思っております。

○議長（今泉正敏君） 5番、大楠議員。

○5番（大楠英志君） 今、町長が言われました役場職員の頑張りをもう少し、しり
をたたくと申しますか、激励するということで、ぜひ、そのように要望いたしまし
て、質問を終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、次に参りますが、間もなく1時間たちますので、
先に10分の休憩を挟みたいと思います。

11時5分から開会いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（今泉正敏君） 再開いたします。

質問順位4番、後藤百合子議員。

○11番（後藤百合子君） 議席番号11番、後藤でございます。

ことしも猛暑が続き、子どもたちの健康状態が大変気になっておりましたので、
この議題を町長に質問させていただきたいと思います。

小中児童・生徒の熱中症対策を問う。

近年では、熱中症などが社会問題となっています。その対策にミストシャワーの
設置が進められています。このミストシャワーは、2005年の愛知万博で知られ
て以来、ヒートアイランドや省エネ対策として注目され、商業都市や商業施設やイ
ベント会場、駅など数多く採用されてきました。また、昨年の東日本大震災での計
画停電の真夏の熱中症対策に省エネのミスト冷房方式が用いられ、設置が急速に進
んできました。

ミストシャワーは、水道の蛇口と直結して、散布機を使い、水道水を霧状に噴射
し、気化熱で周囲の気温を下げる仕組みとなっています。噴射に電気は不要です。
水道料金は1時間で約6円程度で運転が可能です。設置費用も1セット2,500
円くらいです。低コストですが、その割に冷却効果は高く、平均して二、三度ほど

気温を下げます。

ある小学校では、ミストシャワーが設置された渡り廊下は、アスファルトの駐車場に隣接し、太陽光の照り返しで気温が高くなる校内屈指の猛暑スポットでしたが、ミストシャワーで噴射された霧は素早く蒸発するため、体はぬれることなく、子どもたちからも、涼しく気持ちがいいと歓声が上がっているそうです。

これまで当町も、学校の暑さ対策には、扇風機やゴーヤなどの植物のグリーンカーテンでの屋内対策がメインでしたが、しかし近年のような猛暑では、部活や体育時での屋外での対策を考え、一人も熱中症被害者を出さないよう対処しなければならないと考えます。

そこで、明年に向け、小・中学校に猛暑対策の効果が望めるミストシャワーの設置を推進してはいかがでしょうか。各学校で導入されれば、その効果は教育現場の熱中症対策だけにとどまらず、猛暑の災害時など、体育館や避難所等での過酷な状況下であっても熱中症から免れ、ミスト冷房で少しは癒されることと思います。町長の所見をお伺いいたします。

終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、後藤議員の「小中児童・生徒の熱中症対策を問う」という御質問にお答えいたします。

熱中症は、暑熱環境下における身体適応の障害によって発生いたします。学校だけでなく高齢者の間でも多発したり、労働災害としての熱中症が発生したりするなど、大変危険な症状であると承知いたしております。

このような中、学校管理下における熱中症は、直射日光のもとでの長時間の運動や高温・多湿の場所での作業、また多量の発汗によって、その多くが発生していると言われております。そこで、町内の各学校は、熱中症予防としてふだんからの体調管理に努め、十分睡眠や休憩をとることや多量に汗をかいたときの対応として、水分や塩分を補給したり補充したり、長い時間、直射日光に当たるのを避け、通風を確保したりするよう児童・生徒に指導いたしております。

このほか学校がそれぞれ工夫して植栽しておりますグリーンカーテンの設置や小学校運動場の芝生化は、直射日光の軽減や照り返しの減少などの効果を生み、熱中症予防に一役買っているところでございます。

また、小・中学校の全教室に設置しております扇風機が教室の熱のこもりを防ぎ、

教室環境を快適にしているようでございます。

御指摘のミストシャワーも、噴霧した水の気化熱で周辺温度を下げることから、屋外での運動後等の熱中症予防に効果があると言われております。そこで、教育委員会とも協議しながら、小中学校長会を通じて、設置場所、費用、活用方法等、活用事例を提供しながら熱中症予防を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 後藤議員。

○11番（後藤百合子君） 質問ではありませんけど、ぜひ町長、よろしくお願いたします。期待しております。

以上です。要望です。

○議長（今泉正敏君） 要望として取り扱います。

質問順位5番、横山久義議員。

○4番（横山久義君） 議席番号4番の横山でございます。初めの質問は、3月議会から毎回取り上げております次期ごみ処理施設に関してであります。

まずは、6月議会における一般質問で質問と答弁がかみ合わず、9月議会ではっきりさせることにしておりました町道乙犬切通線の用地買収時における地権者との残り地についての約束事に関して質問を行います。

_____ 私の質問に町長は、町外の地権者に対し、別段の文書による約束を取り交わした経緯は全くございませんときっぱりと否定され、さらに加えて、全く根も葉もないことをさも事実のようにお聞きでございますが、このような事実無根の内容が本会議議事録として残されることは大変不本意でございますので、議長において、まずこの部分の削除を指示していただきたくお願い申し上げますと、まるで質問者の私が何か特別に失礼なことをしたかのような口調で言葉を発せられました。

しかし、その後、情報開示を行い、地権者5名全員の土地売買契約書を入手し確認したところ、町外の地権者の契約書にだけ括弧書きで残り地_____に関する約束事が29文字追加されておりました。この契約の締結には、当然、副町長や町長の決

裁印もあります。ここで町長にお聞きいたします。

なぜ、町外者の地権者のみに文書で約束し、地元の地権者には文書は書けないと言って差別されたのでしょうか。そして、そのことの審議を正した私に、なぜ町外の地権者に文書による約束を取り交わした経緯は全くないと答弁されたのか、説明していただきたいと思います。

それから、ついでにここで申し上げておきますが、土地売買契約書は、あくまで売買する土地に関する事項のみを書き記す文書であります。ですから、その契約書に関係ない土地に関する約束事を書き記すことは常識外れの行為であります。それくらいのことは、執行部も行政のプロですから、承知しておられるはずであります。それなのにどうしてこのような非常識なことを行われたのでしょうか。

通常、地権者との約束事は覚書で処理いたします。現に、ほかの町道では覚書で処理されてあります。それでは、なぜ今回に限って覚書で処理されなかったのでしょうか。疑問は膨らむばかりであります。私は憶測では断定するつもりはありません。ですが、このことだけははっきり申し上げます。

一つには、このケースの場合、たとえ特定の地権者だけに文書で約束したらしいとの情報を得たとしても、通常は覚書の有無を情報開示するのがふつうですから、その方法ではこの文書を見出すことはできなかったこと、二つ目は、幸いにして、私が地権者と親しかったため、的確な情報を得ることができたから今回の真相にたどり着けたということです。裏を返せば、幸運に恵まれない限り、今回のような町の隠蔽とも受け取れる行為を見抜くことは不可能だったということでもあります。そのことを申し上げ、次の質問に移ります。

町長は本年度の施政方針で、24年度中に次期プラント建設に関し大筋のめどを立てると発言されております。この発言は、当然、施設組合で審議なり協議されたことに基づいてなされたものと理解しますが、施設組合が考えている大筋のめどとはどのようなことなのか、さらに本年度も半分が過ぎようとしている現時点での新規プラントに向けての進捗状況を説明願います。

00万円で、基金等のほうが6億7,500万円上回っていることや、将来負担率を比較しても、糟屋地区においてよいほうから2番目であることを確認し、現在の財政状況がおおむね良好であることを最初に確認したと思います。

そして次に、この良好な財政状況は三浦町長になってのことなのか、それとも以前からよかったのかをお聞きしたら、就任前、すなわち平成16年度のほうが4億3,900万円ほどよかったとの回答がありました。町債を30億円減らしたとの発言は、恐らく23年度末との比較だと思います。

確かに、23年度で財政はある程度好転したことは事実でしょう。しかし、それでも数字的には、町有地の売却益や福岡県市町村振興協会交付金をつぎ込んで、何とか就任前の状態に追いついたにすぎないと私は推測します。これ以上、詳しくお話ししますと事前審査と言われそうですから、詳細については決算審査のときにお話ししたいと思います。

私は、22年度までの財政運営で財政を悪化させたとして執行部を追求するため昨年12月議会で質問したわけではありません。ただ、過去の財政状況もよかったことをはっきりさせておきたかただけであります。町長は、財政を立て直したと、事実と大きく違ったことをあえて会見の席で発言されましたが、その影響の大きさを考えられたのでしょうか。

新聞記事を読まれたのでしょうか。私の支援者数名から電話をいただきました。横山町長時代はそんなに財政が悪かったのですかとおしかりを受けました。もちろん詳しい説明を行い理解してもらいましたが、電話をかけてこられる方は氷山の一角にすぎません。恐らく町民の方の中に、この会見記事をうのみにされた方がかなりおられると考えるべきでしょう。なぜなら日本人は、新聞記事をそのまま受け入れる傾向があるからであります。つまり町長が、事実とかけ離れたことをさも事実であるかのように発言し、その内容が記事に載ると、そのことで町民の皆様は間違っただけの判断をされる恐れが多分にあるということであり、そのことをねらった町長の発言だったとすれば、それは法的にも問題だと考えます。ただ、ここでは法的なことはともかく、なぜ町長は財政を立て直したなどと町民に判断を誤らせるような発言をされたのか、説明願います。

終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、横山議員の御質問にお答えいたします。

次期ごみ処理施設について2点の御質問がございました。残り地の約束事についての御質問からでございます。

6月の質問答弁時に、別段の文書による約束を取り交わした経緯はございませんとお答えいたしました。それは今、議員からお話があったとおりでございます。受け取り方の違いではなかろうかというふうに思っております。契約書は、用地の買収に係る地権者との取り交わしの書面でございます。これをもって別段の文書と受けとめるのか否かがこの違いと思っております。

本質問の町外者地権者の土地売買契約書にある記載事項については、他の地権者からも要望がっております残り地_____について努力しますと、先ほどお話があった29文字の中で書いているものでございます。他者との均衡は十分保っているものと私どもとしては判断しております。

2番目に、次期ごみ処理施設に関してでございます。24年度中に次期プラント建設に関し大筋のめどを立てることと発言しているが、その後の経過についてということでございますので、クリーンパークの事業としての全般的な部分をここで御説明申し上げます。

今議会の冒頭でも報告いたしました。クリーンパーク施設の運用を大きな方針として、平成30年度から10年間程度延長することを基本的な考えといたしておりますということ、クリーンパーク議会の諸情勢報告の中でもお話ししたところでございます。この施設はまだまだ十分稼働可能でございます。そしてまた、この施設は総事業費約115億5,000万円で建設いたしております。平成29年度には建設に関します公債費、毎年8億3,000万円程度の返還が終了いたします。このような状況の中、新たにプラントを建設するにいたしましても、施設の本体建設費だけでも60億円の費用が必要となってくるものと思っております。この新たな投資をするよりも、修理を加えながら現施設を運用していくほうが、投資効果を最大限に利用する望ましい方向であると思っております。

御質問の中にはございませんでしたが、大牟田リサイクル発電に関しましては延長問題を協議しているところでございます。新聞報道などごらんになられたと思いますが、構成団体の中で、阿蘇広域行政組合と菊池市が、平成30年度以降はごみ固形化燃料RDFの処理委託契約を更新しないと通知しております。これによりまして、その他のところから延長期間を5年、10年等の意見が出ておりますが、延長に関しては、まだ不透明なところでございます。いずれにいたしましても、平成30年度以降は、RDFの搬入先の選択肢をもっと視野を広げて勉強していかな

ければならないと考えております。

近年、化石燃料の高騰でR D Fの燃料としての価値が見直され、大手製紙会社の燃料、下水汚泥の燃焼装置の燃料及び焼却施設での徐燃料等に利用されるようになりました。これをうまく利用して燃料として使っていくところを今、探っていくことも大事な仕事ではないかと思っております。今後、クリーンパークの運用を10年間程度延長することを基本的なこととする中で、関係各町、委託先の両町とは、糟屋5町のごみ処理に関する覚書の趣旨に基づき、今後5年間で協議してまいります。

また、地元の皆様とは、一般廃棄物処理施設建設工事に関する協定書、覚書等を尊重し、延長を御理解いただくため地元協議に行っておりますので、議員の皆様も御理解、御協力をよろしく申し上げます。

2番目の財政についての認識を再度問うということにつきまして、お答えいたします。

町財政につきましては、昨年の12月議会の横山議員の一般質問でお答えしたとおりでございます。御指摘の記事につきましては、交付税措置があるとはいえ、平成8年度末において36億5,000万円だった起債残高が毎年うなぎ登りにふえ続け、平成16年度末には約130億円を超えております。将来における負担となるこの借金を減らすべく努力をし、7年間で約30億6,000万円減らし、23年度末で100億円を切ることができましたという事実を言ったまでのことでございます。国政がどうなるかもわからない時代の中で、今後も厳しい財政運営が予想されますので、さらなる事業の見直しなど、一層の行財政改革に努めてまいりたいと思います。

その中で、いわゆる財政状況の有無を判断する、よしあしを判断するのは、各年度の区切った、その現時点でのことを言うのではなくて、将来に対する負担比率等も考えたフローで考えていくことがまず大事であろうかと思っております。その辺のところは議員との考え方が根本的に違うところではございましょうが、将来にわたってどう可能性があるのかということを中心に念頭に置きながら削減していく。それは当然のことながら、行財政がよくなったというふうに判断するのは、これまでのとお

りでございます。

○議長（今泉正敏君） 4番、横山久義議員。

○4番（横山久義君） まず、答弁では私も理解できないんですけども、5名の地権者がおられるんですよ。そして、4名には口頭でしか回答できませんと言って、1名にだけは覚書ではない土地売買契約書を、本来はそんなところに書く必要はないんです。本当は覚書をきちっとつくって残すのが筋なんですけど、そういうこともしないで土地売買契約書に括弧書きの29文字で書いてある。しかし、それは何ら結局、1名の方だけそれを書いて、4名の方にも何ら問題はないみたいな、均衡が保たれているような、どこをどうひね繰り回したらそういうふうになるのか。

現に、私は地権者の1人に実際の文書も見せてお話をしました。非常に怒ってありますよ。町外の方1人だけは、結局、そういう文書を書いたらしいということはわかってたそうです。しかし、それならなぜ自分たちにも同じような文言でいいから文書を出さないのかと、書かないのかと、それはそう思うのが当たり前じゃないですか。今の町長の答弁だと、均衡を保っているから、何らそういうふうな言葉は返ってこないことを言われますが、現に怒ってあるんですよ。ほかの3名の方にはまだ話してない。

それともう一つ、ついでに言わせてもらおうと、結局、残り地を買うという口頭での約束、前の6月議会でも言いましたように、購入単価まで言っているんですよ。だから、購入単価を言われたら、やはり鑑定の有効期限というのは数年間しかないでしょう、長くても。だから、ここ1年度の間に残り地も買ってもらえると自分たちは思ったと。だから、はんこを押したんですよ。だから、今みたいなまだそういう当ても何もないのに予算化できませんよというような6月での答弁でしたけども、そういうことであつたら、自分は、はんこを押さなかったとまで言っているんですよ。自分はだまされたとまでは言っていないけども、非常に怒ってあります。

だから、そういうことを地元ですよ、今、町長は10年間継続をお願いしますだとか、それは施設組合の都合でしょう。地元はそんなことは関係ないんですよ。要するに、地権者の人たちは地元の大事なメンバーですよ。水利関係の。そういう方たちを怒らせる。そして差別する。そうすることによって、これは地権者だけの問題じゃありません。乙犬の関係者全員が知ることになるでしょう。そうなった場合、自分たちはばかにされているのかというふうな感情的なものが沸いてくると私は思いますよ。なる話がならなくなると思います。

だから、継続をお願いするならするで、そこらは本当に真摯な対応というものが
必要じゃないかなということ、再度、私は聞いているんですよ。だから、そこは
もう一度、私の質問に合った答弁をしていただきたいというふうに思っております。

それから、先ほどの答弁の中にも、施設組合の都合、例えば大牟田発電がどうの
こうのとあるけど、6月にも私は言ったと思うんです。それは施設組合の都合でし
ょうと。でも、それをここで一体どうするんですかと。問題は、地元をお願いする
のにそういうことは通用しませんよということなんです。

だから、私も非公式には、このままではまず新しいプラントはできないだろうと
いう想定のもとでいろいろと意見交換しました。地元の方が言われるのは、次期プ
ラントの場所を確保しなさいと、それが最低条件ですよと。そして確保しておけば、
施設も立派だから、まだ使えるから、10年使えるかどうかわかりませんが、
それはそれで応じてもいいだろうというふうなニュアンスもありました。

ですから、いずれ次のプラントに移らないといけないわけですから、そのプラントを
努力して確保することが先決と思う、私は。だから、それをもって、それをしまし
たからお願いしますというならまだテーブルに着くかもしれないけども、そういう
努力も何もなされなくて、果たして地元がテーブルに着くのかどうかということ、
私は老婆心で言っているんですから、別に責めるつもりで言っているんじゃない。
それが交渉の基本だろうというふうなことで言っております。

それから、財政のことで、もちろん財政の取り扱い方というのはいろいろあると
思うんですよ。ただ、三浦町長は、23年度との比較の中で、例えば30億円を減
らしましたとか言われるから私は言っているわけですよ。それはそれで確かに、
23年度は今度の決算のときにはっきりしますから、確かによくなっています。
しかし、だからと言って、財政を立て直したという発言は何なのということを私は
聞いているんですよ。

財政を立て直すということは、その前は悪かったということなんです。そして、
自分がこの8年間で立て直しましたよということでしょう。現実、そうじゃないじ
ゃないですか。16年からあなたが引き継いで、それから、最初の6年間は、正直
言って5年か6年間は財政が悪くなってきた。それをやっと16年の状況に23年
度で持っていったというのが現実じゃないですか。だから、それをあえて記者会見
の席でそういう事実をいう必要はない。だから、自分にプラスにならないことは記
者会見で言う必要もないんですけども、なぜそんな違ったことを言うのかと。だか
ら正直言って私は迷惑ですよ。

1 1月選挙のことを三浦町長は出馬するということでは言われてます。自分で少しでも有利になるように記者会見されたんでしょうけども、例えば、もし私が出るといったって物すごく不利ですよ、そういう話というのはある程度浸透しますからね。新聞記事をコピーしていろいろ回られる恐れもあります。だから言っているんですよ。

記者会見は、将来の抱負はある程度のことを言われても構いません。でも実績は絶対に間違えるようなことは言っちゃいけないということで、なぜそれを言われたのですかと。だから、もう言ったことは仕方ないから、後、また記者会見をし直すか、あるいはまた、広報紙でそこら辺を町民の方に誤解をないように、はっきりと大きく載せるか、やっぱりそういう対応をしていただきたいと思います。それについてお願いします。

○議長（今泉正敏君） 横山議員、最初の残地のことについては、1問目ですね、再質ですね。それから、今、2問目のように聞こえたんですが、これは答弁は要りませんか、次期プラントのこととかいう分は。

○4番（横山久義君） それは要りません。

○議長（今泉正敏君） 要らないですね。じゃあ今のプレス発表のこと、二つですね。それでは、三浦町長。

○町長（三浦 正君） 1番目の質問、5人の地権者に対して、いわゆる同じ文面じゃないんじゃないかというお話でございますが、これはあくまでも括弧書きの中で、過去に、努力をいたしますという文章を書いて契約をしたものでございます。そういう面からして、口頭で他の地権者と約束したものと何ら問題はない、別なものではないというふうに認識しておりますし、その辺のところを議員がとりたてて、それぞれの地権者にまたこの文書を持って回って、要は、逆に私どもの取り組みについて、それをまた蒸し返すような行為をされてあるようなところは、非常に私どもとしては心外であるわけでございますが、実際、4人の地権者に対して再度説明をする必要があるのであれば、担当課、私どもとともに、4人の地権者に対して御説明をしていくこととしたいと思っております。

2番目の今、議長から質問ないか、答える必要はないということではございましたが、次期プラントの場所を確保するということが貴重な御意見として、私どもも、それは大事なことでありますので、当然のことながら、この5年半の中で、今後10年動かしていくことの御理解を求めるということも必要ですし、次期プラントについては、当然、それについて落とし込んでいくということも、また一方でしなけ

ればいけないことでもありますので、貴重な御意見としてお承りいたします。

3番目の財政の取り扱い方について、私は事実のみを申し上げただけでございまして、いわゆる不利になるとか有利になるとか、そういうようなことを申し上げておるわけではございませんで、ここに資料を持っておりませんが、平成16年度末の130億4,300万円から平成23年度の99億8,800万円まで下げることができましたよと。その中で災害復旧のために4億6,700万円の基金を取り崩し、災害関連の起債も3億5,000万円ふやしましたよと。その他にもいろんな起債をしていきつつも、100億円を切りましたよという話をしたわけでございまして、私の認識としては、当然、三位一体の改革等で国が本当に大変な切り詰めをしてきた中で、私としては、その財政をしっかり立て直していくことができたよと。将来に向かって持続可能な財政力を持つことができるようになったということをお願いしているわけで、何ら私が間違ったことを申したので、改めて記者会見をし直すとか、そういう考えは毛頭ございません。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 4番、横山議員。

○4番（横山久義君） そう言わざるを得ないんだろーと思えますけどね、町長としては今となつては。町外の地権者にこの29文字を入れる入れないで、担当課と関係者、何遍行き来したと思えます。そんな軽いもんじゃないんですよ、この文言を入れる入れないは。この文言が入らないとはんこを押さないと言われたんだと思えますよ。現にその地権者の方はそう言いましたからね、そうだろうと思うんですよ。だから、それほど重い文言なんです。だから、それがそんなに関係ありませんって言うんだつたら、何らほかの4人も入れればいいじゃないですか。

また、契約書をさきに4名の方にしてあつたんなら、覚書で同じ文言をして覚書をつくれればいいだけの話でしょう。それをなぜしなかったのですか。私は地権者をあおったり、そんなことはしませんよ。ただ、地権者には本当のことを言わざるを得ない。というのは、そういう疑問をずっと持つてあるんですよ、地権者の方は。自分たちだけは口頭やけど、でも今はだから、ひよつとしたらあの残り地も買ってもらえんのかなとまで疑つてありますよ。だから私は心配で言つていますよ。そういうことで継続なんかできるわけがない。話なんか持つてこれるわけがないから言つていますよ。だから、例えば今から先でも、4名に関しても同じ文言の覚書をつくりますだとか、そういう建設的な回答があつてしかるべきじゃないですか。それを聞いているんです。

それと、記者会見のところで私が問題にしているのは、財政を立て直したという文言があるから、それを言っているんですよ。だから、立て直すという意味が違うでしょうと。そのことについて、三浦町長はそれを記者会見で言ってないってことなんですか。私は書かれた記者に確認して質問しているんです。どうなんですか、そこは。その2点だけ。

○議長（今泉正敏君） 三浦町長。

○町長（三浦 正君） 建設的な意見として言わなければいけないんじゃないかという1番目の質問でございますけど、議員が心配しておっしゃっているということにつきましては、心配していただいているということは十分理解いたしましたし、感謝申し上げますところでございます。地権者に対しましても議員がそこまで心配されるのであれば、じゃあまた個別にお話ししていきましようという建設的な話を申し述べたと思いますが、さらに建設的な意見が必要だということであれば担当課で考えていきますけれども、私どもといたしましては、最後に町外の地権者と契約した文書につきましては、これは当初から別途文書があったわけではない。指摘のあるような言い方で、ここだけ別の文書をつくったというような認識ではないということは改めて申し上げます。

ただ、4人の地権者が御心配されているということであれば、前向きにそれを説明する場を、私どもと4人の地権者の間で持つことはやぶさかではございません。

2番目の記者会見のことにつきましては、再三申し上げておりますように、私どもは30億円の借金を減らした。基金も崩さずに減らしていった。それで将来的な負担を随分よくしていったと。要は、そこは私どもとしては、財政を立て直したという認識のもとにやっているわけですから、私が言っていることについて取り消すつもりは毛頭ございません。

○議長（今泉正敏君） 3回を過ぎましたので、これで終わります。 _____

それでは、本日の日程が全て終了いたしましたので、これをもちまして散会いたします。

散会 午前 11 時 48 分